

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	羽曳野市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shichou/jouhouseisaku/mynumber/636

執行機関名 羽曳野市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)別表第1 第5の項 小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	羽曳野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則(平成20年規則第12号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその <u>生活を保障され、愛護され</u> なければならない。	第一条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の <u>便宜</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		羽曳野市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施規則(平成20年規則第12号)